

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

一部改正 令和 5 年 3 月 30 日
制 定 令和 3 年 7 月 16 日
湖西市農業委員会

第 1 基本的な考え方

1 農業の現況

本市は、静岡県の最西端にあり、東京・大阪の二大都市圏のほぼ中間点に位置している。東西最長 11.2 km、南北最長 12.5 km、面積 86.56 km²で、東は浜名湖、西は愛知県豊橋市、北は浜松市北区三ヶ日町、南は太平洋に面している。

機構は年間を通じて温暖で、冬季の日照時間が長く、降雪は 12 月頃より見られるが、積雪は稀である。

このような立地条件、温暖な気候を背景として、本市の農業は、畜産、野菜、果樹、花きを中心に発展してきた。

それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

2 法的根拠

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、湖西市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

3 検証

この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する静岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する湖西市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進の方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

現状及び目標	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和3年3月)	1,227ha	47ha	3.8%
目 標 (令和5年3月)	1,215ha(推計)	45ha	3.7%

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

【目標設定の考え方】

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査実績により算出

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

・農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施し、それぞれの調査時期等については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム（全国農地ナビ）」に反映するとともに、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化に努める。

②農地中間管理機構との連携について

・利用意向調査の結果に基づき、農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

③非農地判断について

・利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

現状及び目標	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A×100)
現 状 (令和 3 年 3 月)	1,180ha	243ha	20.6%
目 標 (令和 5 年 3 月)	1,170ha(推計)	756ha	64.6%

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

【目標設定の考え方】

県基本構想における集積目標面積から算出

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進の方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

・農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地銀行制度

・農地の流動化を促進するために、農地所有者からは、貸したい・売りたい農地情報を収集し、その情報をインターネット上で公開することで、広く情報提供する。また、農地を借りたい・買いたい希望がある担い手の情報を農地所有者へ発信する。

③農地中間管理機構等との連携について

・県、市、農地中間管理機構、農業協同組合（以下「農協」という。）、地元土地改良区等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農業者等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について情報収集を行い、農地銀行制度や、農地中間管理事業の活用により、農地の出し手と受け手のマッチングを行う。

④農地の利用調整と利用権設定について

・農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、営農の効率化のため農地の交換等による担い手ごとの営農地の集約化や農地中間管理機構関連農地調整事業（以下「機構関連事業」という。）を活用し、農地の耕作条件改善を促進する。

・受け手が少ない又は受け手がない地域では、一定規模の貸出農地を集積し、機構関連事業等の活用により耕作しやすい一団農地の整備と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

現状及び目標	新規参入経営体 【経営面積・ha】
現 状 (平成30年～令和2年度実績平均)	0.3 【0.1ha】
目 標 (令和5年3月)	3 【 1ha 】

【目標設定の考え方】

湖西市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画から算出

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係期間との連携について

・県、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の借り入れ意向のある 新規参入者（法人を含む。）及び市街の認定農業者等を把握し、必要に応じて サポートする。

②企業の農業参入の促進について

・企業の農業参入については、作物栽培のみならず本業のノウハウを活かして農商工連携や6次産業化等の総合的な農業事業の展開等により、地域の有効な担い手となる期待が高いことから積極的に企業の農業参入を促進する。

③農業委員会のフォローアップ活動について

・新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、新規参入者の定着を図るため、参入後の継続的なフォローアップに努める。